

令和7年11月28日 松浦

～ひとりで悩んでいませんか？～

DV相談専用窓口を開設！

区では、配偶者暴力相談支援センター（以下、配暴センターという）を、12月1日（月）に機能整備します。配偶者等からの暴力（DV）に悩む方々に、相談先を明確化し、「わかりやすい・相談しやすい」窓口を開設し、被害の潜在化防止を目指します。

これまで関係所管が相談や自立支援のための援助を行い、区全体としてDVの相談支援を実施してきました。しかし、配偶者からの暴力は身体的な暴力だけでなく、精神的・経済的な暴力など様々な形態があり、被害者の心身に深刻な影響を与えます。そして、それらは家庭内で行われることが多いため、周囲に気づかれにくいという特徴があります。

そこで今回、被害者が相談しやすい環境を整えるため、平日の日中に気軽に電話できる専用ダイヤルを設置します。相談員が丁寧に話を聴き、その状況や内容に応じて適切な関係部署につなぐなど、被害者の安全確保と自立支援に向けた第一歩をサポートします。相談は1回30分程度を目安とし、専門の相談員が対応します。また、配偶者暴力は、加害者に罪の意識が低い傾向があり、相談を受けたことが加害者に知られることなどにより、被害者にさらなる被害が生じる危険もあるため、相談窓口及び電話番号は広く周知しますが、対応主体や相談場所等の具体的な運営方法は公開しないなどの対応を取ることで、被害者の安全には十分に配慮していきます。

担当者は、「DV相談専用ダイヤルでは、予約なしで電話相談ができます。『これってDVなのかな？』と迷っている方もひとりでお悩みの方も、まずはお電話ください。」と話します。

区は今後も、すべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、DV対策の充実に取り組んでまいります。

《概要》 DV相談専用ダイヤル

開設日：令和7年12月1日（月）

相談時間：平日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

相談専用電話：03-5637-8377

対象：配偶者※1からの暴力※2に悩む方

- ※1 事実婚、またそれと同様の事情にある者を含む
- ※2 ・身体に対するもの、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
- ・離婚後、元配偶者から引き続き受ける暴力も対象



《詳細 URL》

https://www.city.sumida.lg.jp/kuseijoho/jinken_danzyo/danzyo/haibou.html

《問合せ》すみだ人権同和・男女共同参画事務所 TEL 03-5608-6512

※ お問い合わせは午後5時までにお願いします。（広報広聴担当 TEL 03-5608-6220）